

## 小千谷市における持続可能な交通サービス共同研究に関する連携協定

小千谷市（以下「甲」という。）、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）、損害保険ジャパン株式会社（以下「丙」という。）は、小千谷市内における持続可能な交通サービスの実用化に関する共同研究を相互連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙（以下「協定者」という。）が、相互に密接な連携・協力を行い、協定者が持つ資源を有効に活用した取り組みを推進し、持続可能な交通サービスに関する共同研究を通じて、地域住民の移動の利便性向上など地域交通の課題解決を進め、もって地域の振興に資することを目的とする。

### （連携の内容）

第2条 協定者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）の共同研究に連携して取り組むものとする。

- 1 地域の特性に即した持続可能な交通サービスの開発及び環境整備に関すること。
- 2 持続可能な交通サービスの社会実装に向けた検討に関すること。
- 3 持続可能な交通サービスおよび関連産業による地域産業振興に関すること。
- 4 その他前条の目的を達成するために必要な取組みに関すること。

2 第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、協定者が協議の上、決定する。

### （費用の負担）

第3条 連携事項に要する費用負担については、その都度協定者が協議の上、決定する。ただし、議論を中心とした共同研究の段階で生じる費用は、原則、各者自己負担とする。

### （連絡責任者）

第4条 この協定の円滑な実施を図るため、協定者は、それぞれ連絡責任者を定め、この協定の締結後、速やかに文書により甲に報告するものとする。

- 2 連絡責任者について、甲は、協定者からの報告をとりまとめたうえ、自己以外の協定者に文書により通知するものとする。
- 3 連絡責任者に変更があった場合は、協定者は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

### （情報管理）

第5条 協定者は、この協定に基づく連携により知り得た情報の管理を徹底しなければならない。自己以外の協定者の情報をこの協定の目的以外で使用する場合にあっては、当該情報を所有する協定者に書面による事前承諾なしに使用してはならず、又は第三者に漏らし、若しくは公表してはならない。

### （知的財産権）

第6条 この協定に従って共同で行った技術開発により生じた知的財産権の取り扱いについては、別途協議により定めるものとする。

### （協定の有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、協定者のいずれかが書面をもって協定解除の申し出をしない限り、その効力が継続するものとする。

### （反社会的勢力の排除）

第8条 協定者は、他の協定者に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員若しくは準構成員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明確約しなければならない。

2 協定者が反社会的勢力に該当すると認められる場合、反社会的勢力を利用したと認められる場合、又は反社会的勢力と何らかの関係をもったと認められる場合には、この協定から除名されるものとする。

### （構成員の追加・脱退）

第9条 協定に新たな者を追加することができる。

- 2 前項の場合には、協定者の合意を得なければならない。
- 3 協定者は、第7条の有効期間中にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに書面により自己以外の協定者に通知することにより、この協定から脱退できるものとする。

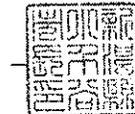
### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度協定者が協議の上、定めるものとする。

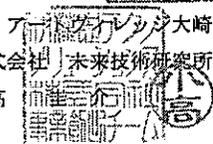
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月12日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
小千谷市長 大塚 昇



乙 東京都品川区大崎1丁目2番2号 アークシティ大崎セントラルタワー  
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 未来技術研究所 事業創出チーム  
チーム長 小高



丙 新潟県長岡市殿町2丁目4番地1 損保ジャパン長岡ビル  
損害保険ジャパン株式会社 長岡支店  
長岡支店長 原山 みゆき

